

衆議院内閣委員会ニュース

平成 30. 11. 21 第 197 回国会第 5 号

11 月 21 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件

・石田国務大臣、菅国務大臣、茂木国務大臣、片山国務大臣、櫻田国務大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

逢坂誠二君（立憲）

- ・片山さつき関西後援会が政治資金規正法第 3 条における、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」に該当するか否かについての片山国務大臣の認識を伺いたい。
- ・平成 26 年 2 月に開催された片山さつき関西後援会設立の集いにおいて、その主催者が片山議員の名前を使って収益を上げた可能性の有無を伺いたい。
- ・東京都港区麻布十番にあったとされる片山議員の事務所について、本当に事務所としての実態があったのか伺いたい。

塩川鉄也君（共産）

- ・大臣規範には大規模な政治資金パーティーの開催を自粛することと規定されているが、この規定の内容と規定を設けた理由について菅内閣官房長官に伺いたい。
- ・大臣規範ののっとり大規模な政治資金パーティーの開催を自粛することや、所管する団体等から企業・団体献金を受け取らないことを確約できるか、石田国務大臣及び片山国務大臣に伺いたい。
- ・出入国管理法改正案に関連し、失踪した外国人技能実習生を対象に行った調査の聴取票に監理団体に関する項目がない理由について伺いたい。

後藤祐一君（国民）

- ・浜松市及び名古屋市に設置された片山議員の著書を紹介した看板についてもさいたま市のものと同様に条例違反であるのか、片山国務大臣に確認したい。
- ・片山議員が平成 23 年 1 月に北京を訪問した際及び同年 9 月に香港を訪問した際の行程において、移動の飛行機も含め、週刊誌で報道された税理士は同行していたのか、

片山国務大臣に伺いたい。

- ・外国人技能実習制度の総合支援機関である J I T C O における中央省庁からの再就職者及び出向者について、省庁別の人数を片山国務大臣に伺いたい。

斉木武志君（国民）

- ・櫻田国務大臣が開いた政治資金パーティーにおいて、200 万円ものパーティー券を購入した国家ビジョン研究会の理事と櫻田国務大臣とは、どのような関係にあるのか伺いたい。
- ・セキュリティリスクである U S B ポートを物理的に使えないようにすることがサイバーセキュリティ担当大臣の仕事だと考えるが、櫻田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・櫻田国務大臣がサイバーセキュリティ担当大臣の職務を継続することは、ハッキング攻撃の増加を招く可能性があると考えますが、櫻田国務大臣の見解を伺いたい。

浦野靖人君（維新）

- ・平成 27 年 12 月をもって発行を終了した住民基本台帳カードの有効期間の満了が近づいているが、これを契機として、マイナンバーカードの普及を図るための取組を行っているか、政府に伺いたい。
- ・政府において性暴力被害者支援のための根拠法制定に向けた前向きな動きがない理由は何か、政府の所見を伺いたい。
- ・失踪した外国人技能実習生を対象とする調査の聴取票は公文書に該当し、情報公開請求が可能であるか、政府の見解を伺いたい。

日吉雄太君（自由）

- ・行政不服審査法第 1 条第 2 項及び第 7 条第 2 項における「処分」の範囲について、政府の見解を伺いたい。

・昭和 39 年の最高裁判例において、行政処分により権利義務に直接の影響を受ける主体が一般私人であるか、機関又は団体の固有の資格において当該処分の相手方となっているものであるかという検討がなされているか、国土交通省の見解を伺いたい。

・昭和 39 年の最高裁判例においては、行政処分により権利義務に直接の影響を受ける主体の性質に関する言及がないにも関わらず、沖縄防衛局を一般私人とみなすことができるとする国土交通省の判断は間違っているのではないか、菅内閣官房長官の見解を伺いたい。

2 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 196 回国会閣法第 45 号）

・櫻田国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

3 内閣の重要政策に関する件（女性活躍）

・片山国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

今井雅人君（立憲）

- ・片山さつき関西後援会について、発足時のパーティー開催後も、今後の活動について打合せ等をしていることから、発足時以降活動をしていないとの答弁は誤っているのではないか、片山国務大臣の所見を伺いたい。
- ・本年 11 月 7 日の参議院予算委員会において、片山国務大臣は、同大臣の著書の看板設置費用を負担したのは出版の広報会社と出版社と答弁していたが、出版社は費用を負担しておらず、関与もしていないとしており、主張に食い違いがある。片山国務大臣の所見を伺いたい。
- ・産業廃棄物の処理につき宮城県が行政代執行をした事案に関し、同県から代執行の費用の弁済を求められている関係者から片山国務大臣が事務所を借りていることは、大臣として適切かどうか片山国務大臣に伺いたい。